令和８（2026）年９月

児童館ご利用のみなさまへ

池田市立児童館
指定管理者　教友会
館長　西村　章

気象警報等発令時の対応について（訂正版）

＝幼児・児童・生徒の安全確保のために＝

みなさまには、平素より児童館活動にご理解、ご支援を賜りありがとうございます。

さて、来館時の気象警報等の発令時の対応について、教育委員会の指示のもと、一部変更させていただきましたので、確認をお願いします。

つきましては、子どもたちの安全確保のため、暴風・大雨・地震の場合などの取り決めについて、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

〇池田市内学校・園が、臨時休業の場合、子どもたちの安全確保のため、その日の教室活動は、中止します。（追加文章）

〇　午前９時段階で、「池田市」に「特別警報」、「大雨警報」、「暴風警報」、「洪水警報」「土砂災害警戒警報」が出されている場合、臨時休業（教室活動中止）とします。
警報が解除されても、その日は、臨時休業（教室活動中止）とします。

〇　午前９時までに上記警報が解除され、学校が再開された場合、教室活動は実施しますので、来館時の安全に十分注意し、お越しください。

◎　大地震（震度「５弱」以上、または「危険」なとき）が起こった場合は、来館を見合わせてください。

〇　流感等による学級閉鎖措置がなされた場合、閉鎖期間（その閉鎖通知がされた日を含む）中は、感染拡大を防ぐ意味から来館できません。

〇　上記警報を知らず来館した場合、児童館の指示に従ってください。

＊児童館利用時の行き帰りの安全確保につきましては、必ず各ご家庭で行ってください。特に自転車での来館・帰宅につきましては、安全確保・交通ルール等について十分にご家庭でもご指導いただきますようお願いします。

【お願い】

運用の変更等に伴い、お手数やご不便をおかけいたしますが、利用者の安全確保を最優先とした処置ですので、ご理解・ご協力いただきますようお願いします。